コメント2

――在日朝鮮人史の視点から

宮本 正明

宮本と申します。朝鮮あるいは韓国と日本の関係の、近現代の日朝・日韓関係史を中心に勉強しております。今回コメンテーターという立場で、特に在日朝鮮人史の視点から、というご依頼を受けました。ただ、4人の方々の報告はそれぞれ重厚なものであって、広い視野に立ったコメントや緻密な形でのコメントは私の任には堪えないところです。ですから、報告者の方々に対する質問やコメントというよりは、むしろ在日朝鮮人をめぐる、これまでの、あるいは現状の研究状況と照らして、どのように私が4人の方々の報告を受けとめたのか、という形でお話をしたいと思います。

お話をする前提として、「境界」という言葉がキーワードになっているわけですが、4人の方々のご報告の中では、全体として二つの方向性で「境界」というものが捉えられていたと思います。一つは、地域としての境界性というものを捉える。いま一つは、人間存在としての境界性を捉える視角があったと思います。その点をふまえて少しお話をしたいと思います。

金慶南先生のご報告につきましては、人間存在という側面から見た境界性が提示されていたと思います。そこでは、在朝日本人のなかにあって、特に対馬という「境界」にあたる地域の人たちの動きを中心として検討がなされていました。日本に在留していた、あるいは在留している朝鮮人・韓国人の存在もまた、研究において境界性、あるいは境界人という形で捉えられている側面があります。

日本敗戦・朝鮮「解放」に伴う日本人・朝鮮人の人口移動(「引揚」・「帰還」)に関する研究においても、同様の捉え方が見られます。朝鮮在住の日本人が日本に渡り、日本在留の朝鮮人が南部朝鮮に渡る。出自と異なる地域で生まれた人が、出自のある地域に渡った際、現地で直面するさまざまな出来事・情景は異文化接触の場としても位置付けられうるものであり、また、それまで持っていたアイデンティティというものに変容を迫られる契機にもなりうる。このような視角から、こうした体験やそれを経てきた存在を「境界体験」「境界人」という用語で表現する研究も出てきています〔(宮本による補註。以下同様)例えば李淵植「『在朝日本人』の引揚問題をめぐる日韓両国の認識比較」(君島和彦編『近代の日本と朝鮮』東京堂出版、2014年)、同「解放直後に帰還したある在日朝鮮人三世の境界体験」(『韓日民族問題研究』第7号、2004年)〕。

他方、金慶南先生のご報告では、被害者性と加害者性のある種の重層性、あるいは可変性というような言い方も可能かと思いますが、そうしたところが一つの柱になっていました。日本に在留する朝鮮人を捉えて、その点を見るということは困難なところがあります。もちろん、日本に在留する朝鮮人もまた、日本と朝鮮という支配一被支配関係のもとに置かれているという大前提がありま

す。そのもとで、日本在留者の中でも、朝鮮人を雇用している朝鮮人がいて、その朝鮮人の雇用者 に使役されている朝鮮人がいる。そして、そこに搾取と被搾取の関係が見られるという場合はあり ます。

ただ、もう少し広く考えてみると、たとえば日中戦争以降に中国大陸の華北・華中へ進出していく朝鮮人がかなりいたのですが、そうした存在をどのように捉えるのかということを考えた場合、そうした被害・加害の重層性・可変性が浮かび上がりやすい、顕在化しやすいというところがあるかと思います。

つまり、戦時期に中国大陸へ進出していた朝鮮人は、日本軍の軍需に対応するような人たちや、あるいは「密貿易」に従事するような人たちが含まれていました〔木村健二ほか「戦時下における朝鮮人の中国関内進出について」(『青丘学術論集』第23集、2003年)〕。これはもちろん、日本と朝鮮との間の支配一被支配関係ということを前提にしつつも、中国における朝鮮人の存在が中国に対する加害者性というような性格を持つことになります。加害一被害の関係は特に固定的なものではなく重層的に交錯してくるし、変わり得るものであるということがこの点からも言えるのではないかと思います。そのような形で、金慶南先生の報告を受けとめました。

次に高江洲先生のご報告ですが、なかなか真正面からコメントするのは難しいところがあります。ご報告でご指摘のあった「○○中心史観」の批判的な捉え直しという点から、強引に在日朝鮮人史にひきつけて言うと、日本在留者の朝鮮での出身地域、日本で居住していた地域で、あるいは職業において、これまで検討の対象からさまざまな要素をはずしたまま、「在日朝鮮人」を自明のものとして考えてきたのではないか、といった形での問いが立て得るだろうと思います。

例えば、近年の在日朝鮮人史に関する研究の中では、在日朝鮮人の「在日」そのものの意味合いの問い直しが提起されている側面もあります。日本の敗戦前で言えば、たとえば南樺太(サハリン)に在住していた朝鮮人の存在が、はたして在日朝鮮人史研究の認識面において視野に入っているのか、こうした問いかけがサハリン・樺太史研究の領域から提起されています〔三木理史「戦間期樺太における朝鮮人社会の形成一『在日』朝鮮人史研究の空間性をめぐって」(『社会経済史学』第68巻第5号、2003年)。ただ、それ以前の調査・研究活動のなかで南樺太の朝鮮人の存在がまったく意識されていなかったわけではない(宮本正明「戦前期の樺太(サハリン)在住朝鮮人に関する日本での研究動向」『サハリン・樺太史研究』第1集、北海道情報大学、2010年)〕。

また、日本の本国だけではなく、先ほど申し上げた南樺太をはじめ、台湾、あるいは南洋群島など、戦前期における日本の統治領域にも、朝鮮人の存在はありました。こうした人たちの存在につきましては、大韓民国においても、特に2000年代に入り、アジア・太平洋戦争期の戦時動員被害に関わる真相糾明調査の活動が政府機関でおこなわれるなかで、また日本敗戦に伴い海外から南部朝鮮に向かう朝鮮人の人口移動を検討する「帰還」研究が進むなかで、これまで言及される機会の少なかった地域、南洋群島や台湾などに在住していた人たちの存在が改めてクローズアップされてきました〔前者については日帝強占動員被害真相糾明委員会(現在は対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援委員会)による報告書があり、主要なものは委員会のホームページ(http://www.jiwon.go.kr/TJRS_SVR/jiwon/index.do)で公開されている。後者については国民大学校韓国学研究所を中心とする共同研究の成果が『韓人帰還学術叢書』全3巻(歴史空間、

2012年) に集約されている〕。

同時に、こうしたクローズアップに至る道が、戦時動員の被害に関する調査・糾明といった実践活動を通じて切り開かれていることは見逃せません。つまり現実的な課題というものがあって、それが調査・研究の対象・課題の新たな設定を牽引している側面が見てとれます。高江洲先生の今回のご報告の内容は、現状に対する鋭い問題意識に貫かれたものでしたが、今申し上げたところとオーバーラップさせながら拝聴しておりました。

次に何義麟先生のご報告ですが、ご報告のなかにもありましたように、いわゆる外国人登録にお ける国籍等の表記の問題、あるいはそうした点を含めた旧植民地出身者の管理制度の問題に関しま しては在日朝鮮人・韓国人の研究において非常に重厚な蓄積のあるところです〔近年の研究成果の 一つとして鄭栄桓『朝鮮独立への隘路―在日朝鮮人の解放5年史』(法政大学出版局,2013年)]。 特に、国籍等の表記で言えば、1947年5月の外国人登録令が出発点になっています。これはご報 告にあった、台湾人の「華僑登録」承認(1947年2月)をふまえて、つまり台湾人の法制度上の 処遇がひとまず確定したことをふまえて、外国人登録令はスタートしています。朝鮮・韓国につい ては、1947年当時は朝鮮が米ソの分割占領下にあったため、当初は国籍等の欄には国籍ではなく 出身地域の名称として「朝鮮」と表記するところから出発しています。そして1950年には「韓国」 という表記が認められます〔この段階では「韓国」表記の認定は「実質的な国籍の問題や国家の承 認の問題とは全然関係なく」、「朝鮮」「韓国」いずれの表記でも「その人の法律上の取扱を異にす ることはない」とされていた(「外国人登録に関する法務総裁談話」1950年2月23日)。」。そして、 1965年の日韓条約に伴い、「韓国」表記は従来から実質的に国籍として機能してきたという解釈が 政府見解として示される〔法務省「外国人登録上の国籍欄の『韓国』あるいは『朝鮮』の記載につ いて」(1965年10月26日)。]。一方で、「朝鮮」表記は現在もあくまでも出身地域の名称として引 き継がれている。こうした流れがあります。

国籍には、当事者自身のアイデンティティや自己認識、自分は何人で、どこに帰属するかというような意識に関わる問題が一方にある。しかし、そこには大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国の存在、あるいは日本政府の見解・日本の法制度もあわせて介在しているのであり、それらとの関係のなかで国籍をめぐる問題を見ていかなければならないところがあります。

それから、先ほどのご報告のなかで、在日台湾人の華僑メディアにおける政治情報の多さというご指摘がありました。日本の敗戦直後から朝鮮人側の刊行になるメディアでも、民族団体の刊行物に限らず、南北朝鮮の国内・国際情勢に関する情報が占める割合は非常に大きく、政治に対する関心の度合いの高さがうかがわれます。そこには、米ソの占領下にあるなかで国づくりが進められていることへの強い関心があり、"祖国"を希求する意識があります。

日本の敗戦直後から、福島県のある鉱山労働者の言葉ですが、国を持たない存在だったから、自分たちはこんなにこき使われたのだ、だからこそ新国家の建設に向けて邁進するのだ、という発言が確認されます〔「朝鮮人・中国人の動向調査―昭和20年10月」(『在日朝鮮人史研究』第3号、1978年)〕。朝鮮人の間で"祖国"を強く求める意識は、階層を問わず見られることが確認できます。その一方、たとえばご報告にもありました、1965年の日韓条約に伴う「協定永住」の容認にあたっ

て,外国人登録上の「韓国」表記と「朝鮮」表記とをめぐる綱引きや葛藤があるわけです。「協定

永住」は韓国籍の者のみに永住資格の申請を認めるというものでしたので、韓国籍にするか「朝鮮」表記のままにするかによって、日本での在留条件が大きく変わる節目でもありました。日本在留者にとって、これは非常に切実な問題でした。もちろん、政治上の立場もそこには関わってきますが、同時にそれは日本での安定的な在住という生活上の問題とも直結しています。このように、政治と生活とが切り離せない形での問題がそこには含まれていると思います。

最後に渋谷先生のご報告につきましては、特に日本敗戦前における在日朝鮮人社会の形成過程に 関する近年の研究を通じて打ち出されているイメージと重なる部分があると受けとめました。戦前 期においては渡航管理制度があり、日本人は日本と朝鮮間の移動が自由であったのに対し、朝鮮人 の移動には許可が必要とされ、自由な往来が許されていませんでした。 そのようななかにあっても、 朝鮮人の日朝間の往来や、人とともにカネ・モノ・情報が日朝間を行き交うような流れがありまし た。特に日本に住んでいるからといって朝鮮・郷里とのあいだの関係が途絶するわけではなく、そ のあいだには実態的な結びつきがあり、日本と朝鮮の双方に生活の拠りどころを持つ生活圏―金慶 南先生の報告でも生活圏という言葉が出てきましたが一が形成されていました〔外村大『在日朝鮮 人社会の歴史学的研究』(緑蔭書房、2004年)。こうした往来のかたわら、渡航管理制度によって 家族の絆や事業・生活が破壊されることも多々あった。父母の急死などで一時帰郷・再渡航の許可 を事前に得る余裕がなく朝鮮へ赴いたために再び朝鮮から日本に戻れず、日本での商売が破綻した り、日本に残した家族と離散状態に陥ったりしたことが当時から指摘されている(「京阪神朝鮮人 問題座談会(『朝鮮日報』1936)」『在日朝鮮人史研究』第22号、1992年)。また、日本統治下で離 村者が常時生み出されるなか、日本への渡航希望者も多数にのぼったが、渡航管理制度によって渡 航の不許可や阻止がなされ、無許可の渡航は「密航」として取締・処罰の対象となった。「密航ビ ジネス」も盛行しており、なかには収容能力以上の乗客を押し込んだためか,「密航」船の沈没事 故も見られた(外村大「日本帝国の渡航管理と朝鮮人の密航」,蘭信三編著『日本帝国をめぐる人 口移動の国際社会学』不二出版,2008年)。こうした渡航規制の実施や、その枠外での渡航を「密 航」として違法化する姿勢は,基本的には日本の敗戦以前・以後を通じて連続性を持つものと見る こともできる〕。

そして、日本の敗戦と日本・朝鮮の分離によってその生活圏が分断され、占領下のもとで日本から朝鮮に行く、あるいは朝鮮から日本に行くという移動が非合法化され、あるいは国交関係の未成立のなかでそうした移動が非常に困難になる。このような状況のなかで、日本に在留する朝鮮人・韓国人はカッコ付きの「定住」を余儀なくされた、ということになります〔梶村秀樹「定住外国人としての在日朝鮮人」(原著1985年。『梶村秀樹著作集』第6巻、明石書店、1993年)。その一方で、家族との再会、国内の混乱・動乱や朝鮮戦争の戦禍からの避難、就学・就労・病気治療の機会などを求めて、様々な困難があるなか、朝鮮から日本への渡航は絶えず続いた(テッサ・モーリス-スズキ「占領軍への有害な行動一敗戦後日本における移民管理と在日朝鮮人」岩崎稔他編著『継続する植民地主義』青弓社、2005年。マシュー・オーガスティン「越境者と占領下日本の境界変貌」『在日朝鮮人史研究』第36号、2006年)〕。

渋谷先生のご報告を拝聴するなかで、国家の線引きによる人為的な国境線であったり、あるいは 自然地理的な条件だけではなく、まさに人の営みを通じて、人の移動を通じて地域というものがつ くられていく〔この点については福本拓「アメリカ占領下における朝鮮人『不法入国者』の認定と 植民地主義」(蘭信三編著・前掲書)に指摘がある〕、そうした側面があるということを〔移動が当 事者にとって様々な代償を伴うものであることに留意しつつ〕改めて実感いたしました。

ありがとうございました。

(みやもと・まさあき 立教学院史資料センター学術調査員)

- 法政大学大原社会問題研究所 国際公開シンポジウム -

境界地域における国民統合過程と人々の意識

―日本とアジアを中心に―

日時 2014年11月29日(土) 13時~17時30分

会場 法政大学市ヶ谷キャンパス ボアソナード・タワー19階 D 教室 プログラム

主催者挨拶 原 伸子(法政大学大原社会問題研究所所長)

主旨説明 金慶南(法政大学大原社会問題研究所准教授)

第1報告「朝鮮海峡を渡った在朝日本人と朝鮮人の都市文化統合と葛藤」

金 慶 南(法政大学大原社会問題研究所准教授)

第2報告「近代国家における文化統合の問題(包摂と排除)—「奄美」を事例に」 高江洲昌哉(神奈川大学非常勤講師)

第3報告「日本華僑における台湾人意識の持続とその変容」

何 義 麟(台北教育大学副教授)

- 第4報告「メコン地域における越境的な開発・環境問題と市民ネットワーク」 渋谷淳一(法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)
- コメント1 羽場久美子(青山学院大学国際政治経済学部教授)
- コメント2 宮本正明(立教学院史資料センター学術調査員)

質疑応答

司 会 鈴木 玲(法政大学大原社会問題研究所教授) (注)肩書は2014年11月現在